

更別村農業委員会議事録

令和7年 第5回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和7年5月22日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和7年5月22日（13時30分開会、14時20分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 （出席11名、欠席 1名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
欠席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀬田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

1番 高橋秀範委員 3番 早坂委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 主任 西村 悠佑
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
報告第5号 賃借料水準について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

議案第3号 令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

議案第4号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) そ の 他

① 令和8年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて

② 役場職員における6月～9月のクールビズについて

③ 令和7年第6回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から令和7年第5回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は11名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】

本日ですが、報告事項5件、議案5件となっております。慎重審議のほどお願い申し上げまして開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。1番 高橋秀範委員、3番 早坂委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議 長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処

理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。4月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりで、政策支援加入申込書については、新規加入をしたものです。政策支援加入への変更等申出書については、今回認定農業者及び青色申告者で農業所得900万円以下という政策支援加入の要件を満たしたため、変更するものです。政策支援加入要件不該当届出書については、所得要件により政策支援加入の要件を満たさなくなったため、一般加入となるものです。住所変更届出書については、年金上の住所が現在の住所に転居する前のものだったため変更するものです。

続いて給付関係です。特例付加年金裁定請求書は受給希望年齢到達により、年金受給の手続きを行ったものです。

【議長】 ただ今説明がありました、ご質問等があればお願いいたします。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。4月定例総会議案調製以降、3件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

2件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

3件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について説明をお願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について説明を致します。4月定例総会の議案調製以降に届出のありました、農地法の規定による農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

内容は記載のとおりで、権利の取得事由は相続によるものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明をお願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明を致します。

農地法第5条の規定により許可を行いました農地転用について、工事進捗状況報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、工事進捗状況報告書の写を付けております。「7. 工事進捗状況」に報告時点の進捗状況が記載されております。

現地確認につきましては担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた細川委員の方より報告お願い致します。

【細川委員】 5月20日現地にて基礎工事が完了していることを確認いたしました。

【議長】 ただ今担当委員から報告がありましたが、これを含めて何かご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(5) 報告第5号 賃借料水準について

【議長】 それでは次に進みます。報告第5号、賃借料水準について説明お願い致します。

【事務局】 報告第5号、賃借料水準について説明致します。

農地法第52条の規定に基づき、借賃等の動向の提供を行うため、令和6年1月1日から12月31日までに締結された賃貸借契約の賃借料水準を告示しましたので報告するものです。

次のページが、先月15日に告示した内容になります。

なお、水準の算出に当たっては、全データの平均値から150%を超えるもの及び平均値の50%未満のものは算出基礎から除いておりますので申し添えます。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件について何かご質問等あればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 特になければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(6) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を

致します。所有権移転 1 件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

なお、すでに経営移譲している方の贈与となっており、所有しているすべての農地を相手方に処分するものですので、図面の添付を省略させていただきます。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。2 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、3 頁右側の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、4 頁右側「10 周辺地域との関係」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただきました早坂委員より報告をお願い致します。

【早坂委員】 5 月 20 日各現場に赴き、全て畑としていることを確認してきました。

【議長】 これを踏まえてこれから審議に入っていただく訳ですが、しばしの間議案の資料の方に目を通していただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？目を通していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、この件についてご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(7) 議案第 2 号 令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

【議長】 議案第 2 号、令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

説明願います。

【事務局長】 議案第2号、令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について説明致します。

議案資料6頁をご覧ください。令和4年2月に農水省から「農業委員会による最適化活動の推進等について」との通知が出されております。

10頁の3最適化活動の記録及び点検・評価の実施の(1)推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施の、まず、①推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成ということで、推進委員等とありますが、更別村では農地利用最適化推進委員を置いていませんので、最適化活動を行う農業委員が推進委員等となりますが、各推進委員等は、毎年度、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等具体的に記録した記録簿を作成するものとする、とされております。

次に②推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施ということで、ア各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。イ農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会において点検・評価し、その結果を通知するものとする、とされております。

以上の規定に基づき、令和6年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価をまとめましたので、審議をお願い致します。

議案に戻りまして、次の頁から、各委員ごとに表を作成しております。

最初に各項目について説明します。まず、1推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価として、(1)最適化活動の実施状況では、それぞれの活動記録簿にまとめた内容を転記して、4月から3月までの活動日数、農地の集積に向けた活動、遊休農地の発生防止活動、新規参入の促進活動の項目ごとに整理をしております。

(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況では、農地集積、遊休農地、新規参入のそれぞれの達成状況を整理しており、農地集積は担当区域の農地面積の内、認定農業者などの担い手に集積した面積の率、集積率を算定しています。なお、この農地面積は国の統計の面積11,500haを地区ごとに按分しておりますが、集積面積は村が調査し道へ報告している、担い手の農地利用集積面積を地区ごとに按分しているため、全ての委員の集積率の実績は100%を超えております。また、斗澤会長は担当地区を持っておりませんが、最適化活動は行っておりますので、農地集積の目標及び実績では便宜上、更別東区を半分ずつ担っていることとしております。

遊休農地は、遊休農地を解消した面積です。

新規参入は、農地の所有者から新規参入者に対する貸し付け等を行うこ

とについて同意を得た農地を、過去3年間の権利異動面積の平均の1割を目標に、取りまとめて公表するとされており、目標面積は、全村での平均の1割である34.7haを地区ごとに按分しておりますが、現在の更別村の農地の動向から、取りまとめることは当面は困難と考えております。

②自己の点検・評価は、(1)の最適化活動の実施状況、(2)の①の成果目標の達成状況を踏まえて活動実施、成果実績のそれぞれの結果を記入しております。

一番下の、2農業委員会による点検・評価の、全体としての評語ですが、議案資料14頁に、目標の達成状況の評語の適用方法とあり、推進委員等の評語については次の頁です。2推進委員等の評語 推進委員等の最適化活動の目標の達成状況の評語は、表2の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を表1に当てはめるものとしてされており、それぞれ点数を計算して合計点に当てはめて評語としています。

それでは、各委員の点検・評価の内容について説明します。

まずは斗澤会長ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計85日、月当りで7.08日になります。昨年度の活動日数の目標は月4日としていましたので、目標を上回っており、先ほどの議案資料15頁の表2の(2)活動日数目標の①で、目標を上回ったということで6点、②で7.08日は6日以上8日未満で4点です。

続いて(2)の成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標の集積率103.37%に対する実績の集積率103.70%の達成率を計算すると100.32%となっており、こちらも先ほどの議案資料15頁の表2の(1)の成果目標の①農地の集積で達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、遊休農地が無いとため、新たに発生させないとしており、この場合は達成率110%以上でよいとされているため、4点です。

新規参入の促進は、貸付け等の同意を得た農地はありませんので、達成率90%未満で1点です。

②の自己の点検・評価は活動実績、成果実績それぞれ期待通りの結果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、こちらも先ほどの議案資料15頁の表1の合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて高橋秀範委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計86日、月当りで7.08日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて本多委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計85日、月当たりで7.08日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて早坂委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計88日、月当たりで7.33日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて細川委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計96日、月当たりで8日になります。目標を上回ったということで6点、8日から12日で8点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が21点となっており、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

続いて井上委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計47日、月当たりで3.92日になります。目標を下回ったという

ことで2点、6日未満で0点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が9点となっており、「目標をやや下回る結果となった」となります。

続いて藤澤委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計89日、月当たりで7.42日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの成果が得られた」となります。

続いて日光委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計96日、月当たりで8日になります。目標を上回ったということで6点、8日以上13日未満で8点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が21点となっており、「目標に対して期待を上回る成果が得られた」となります。

続いて家常委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計95日、月当たりで7.92日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの成果が得られた」となります。

続いて田中委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計101日、月当りで8.42日になります。目標を上回ったということで6点、8日以上13日未満で8点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が21点となっており、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

続いて瀬田川委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計95日、月当りで7.92日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

最後に磯委員・高橋英樹委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計83日、月当りで6.92日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

以上、各委員の最適化活動の点検・評価について説明いたしましたが、議案資料10頁を再度ご覧ください。3の(1)の②のイ、農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会において点検・評価し、その結果を通知するものとする、とされております。

この場で意見が出された場合は、議案の点検・評価の様式の最後、総会で出された意見の欄に追記の上、各委員に通知することとなります。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等ありましたら、お願い致し

ます。

【高橋秀範委員】 集積率は、どうしてみんな同じになるのか。

【事務局長】 分母と分子が、それぞれ村全体があつて、それを担当委員の地区の面積で按分しているため、率は同じになります。

【議 長】 他にありますか。
(他に質疑等無)

【議 長】 なければこの内容で点検・評価してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは、この内容で進めていく事とします。

(8) 議案第3号 令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

【議 長】 議案第3号、令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について説明願います。

【事務局長】 議案第3号、令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について説明致します。

先ほどの議案資料10頁をご覧ください。3最適化活動の記録及び点検・評価の実施の(2)農業委員会の最適化活動の記録及び点検・評価の実施ということで、農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする、とされております。

推進委員等の点検・評価とは別に、農業委員会全体の点検・評価も行う必要があるという事になります。

以上の規定に基づき、令和6年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価をまとめましたので、審議をお願い致します。

議案に戻りまして、次の頁が農業委員会の最適化活動の点検・評価の様式となっております。1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、前年度の集積率を目標としておりましたが、実績として、農地面積は統計の数字から、集積面積は村が調査し道へ報告している担い手の農地利用集積面積を使用しており、昨年同様100%を超えております。

(2)遊休農地の解消等ですが、遊休農地が無く、新たな発生もありませんでした。

(3)新規参入の促進ですが、先ほどの議案でも説明しましたが、農地の所有者から新規参入者に対する貸し付け等を行うことについて同意を得た農

地を取りまとめて公表した面積ですが、更別村の農地の動向から、当面は取りまとめは困難と考えております。

2の最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数ですが、委員全体の平均が月当たり7.3日で目標の4日を達成しています。

(2)活動強化月間ですが、3回実施しております。

(3)新規参入相談会への参加ですが、委員さんに直接お願いする様な機会が今のところ持っておりません。

3の点検・評価結果ですが、こちらは議案資料14頁の表により当てはめることとなっており、表2の(1)成果目標の①農地の集積は、目標集積率103.4%に対する実績集積率103.7%の達成率を計算すると100.3%になり、達成率90%以上110%未満の3点、②遊休農地の解消は新たな発生が無いため達成率110%以上でよいとされているため、5点、③新規参入の促進は取りまとめが出来ていないため、達成率90%未満で1点、(2)活動目標の①活動強化月間の実施は、3月以上で1点、②新規参入相談会への参加は、参加がないため点数無し、合計で10点となり、表1の10点以上15点未満の評語「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

推進委員等の点検・評価結果は、先ほどの推進委員等の評価の評語ごとの集計で、目標に対し期待を上回る結果が得られたが3人、目標に対し期待どおりの結果が得られたが8人、目標に対して期待をやや下回る結果となったが1人となっております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等がありましたら、お願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければこの内容で点検・評価してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、この内容で進めていく事とします。

(9) 議案第4号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

【議長】 次、議案第4号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第4号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明を致します。

議案資料10頁をご覧ください。一番下の(1)点検・評価結果等の公表とありまして農業委員会は、毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価

結果を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、法第 37 条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする、とあります。

以上の規定に基づき、公表の内容をまとめましたので、審議をお願いいたします。

なお、昨年の計画策定時に記載していた各項目の現状及び課題、目標については説明を省略致しますので後ほどお目通しをお願い致します。

それでは議案の次の頁からになります。

ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、1 農業委員会の現在の体制、2 農家・農地等の概要のそれぞれの項目について、それぞれ指定された統計等を基に記入しています。

次の頁、ローマ数字Ⅱ「最適化活動の実施状況」の「農業委員会の実績及び点検・評価結果」、1 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の③実績は、先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の実績から転記しており、達成状況は 100.9%です。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

(2)遊休農地の発生防止・解消の、次の頁の③実績ですが、遊休農地がないので、記載はありません。④その他として、農地パトロールの内容を記載しています。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

(3)新規参入の促進ですが、次の頁の③実績ですが、新規参入者への貸付等を行うことについて同意を得る事は、当面は困難と考えております。参考の新規参入者の参入状況は、昨年度法人の経営継承を行った件となっております。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

2 最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定の②実績ですが、3 回、農地の集積について取り組んでおります。

次の頁の(3)新規参入者相談会への参加の②実績は 0 です。

目標の達成状況の評語ですが、先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の結果の評語を記載しています。

推進委員等の点検・評価結果も先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の結果の人数を記載しています。

次の頁のローマ数字Ⅲ「事務の実施状況」です。1 総会、部会の開催実績は記載のとおり毎月定例総会を開催しております。

2 農地法第 3 条に基づく許可事務として処理件数と処理期間は記載のとおりです。

3 農地転用に関する事務ですが、権限移譲の状況として、上の○で北海道から村へ事務委任、下の○で村から農業委員会へ事務委任をしており、本来は都道府県の権限である 4ha 未満の農地転用許可を農業委員会が行っております。処理件数と処理期間は記載のとおりです。

4 違反転用への対応ですが、該当はありません。

以上が公表の内容です。決定後に、村及び全国農業会議所のホームページで公表する予定です。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等ありましたら、お願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、この内容で公表してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、この内容で進めていく事とします。

(10) 議案第 5 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。
売買 2 件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 16 頁から 18 頁に申出地の図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 19 頁に申出地の図面を付けております。

【議長】 ただ今説明があったとおり、売買 2 件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、あっせんをするものと致します。
それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。
1 件目及び 2 件目のあっせん委員ですが、藤澤委員、日光委員、高橋英樹委員、細川委員。よろしくお願い致します。

※あっせんの日程調整

【議長】 それでは1件目と2件目のあっせん委員会を6月10日午後1時30分からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願い致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和8年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて

【議長】 それでは、その他の方へ移らせていただきます。その他の1番目、令和8年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて、お願い致します。

※議案資料20頁から32頁により説明 要望事項があれば事務局へ連絡を

(2) 役場職員における6月～9月のクールビズについて

【議長】 次に3番目、役場職員における6月～9月のクールビズについて、お願い致します。

※クールビズについて説明

※地域計画アンケート、全農図書目録を配布

(3) 令和7年 第6回農業委員会定例総会について

※第6回定例総会は、6月23日（月）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 以上で本日の定例総会を終了させていただきたいと思います。お疲れさまでした。